



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

ネットの価格と全然違う!?



害虫・害獣駆除のトラブルにご注意!

相談事例

自宅にハチの巣ができたため、早急に駆除をしたいと思い、ネット検索で見つけた「駆除 3000 円～」と記載があった業者に依頼した。その後、業者が来訪し、駆除をしてもらったが、約25万円もの請求をされた。



ハチやゴキブリ、ネズミなどの「害虫・害獣駆除サービス」は、駆除を急ぐあまり慌ててしまい、安価な料金の広告につられてしまいがちです。事業者の来訪を依頼する前に、具体的な作業の内容や広告に記載された料金以外に必要な費用などを聞き取りましょう。

トラブルに遭わないためのポイント!

■ 極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう

サイトや広告で極端に安い料金が表示されている場合、最低料金で依頼できることはまずありませんので注意しましょう。



■ 複数社から見積りを取って比較・検討しましょう

害虫・害獣が出てきても、慌てずに、本当に緊急を要するものなのか冷静に考えた上で、できる限り複数社から見積りを取る前提で業者に連絡しましょう。不安をあまり、契約を急かす業者とは契約しないようにしましょう。

■ クーリング・オフができる場合があります

消費者から連絡した場合でも、サイトの金額と請求金額とで大きな差があるなど、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」に該当する場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。不本意な契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を!

い や や
188 番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



消費者問題に
詳しい弁護士に
聞きました！

SNS型投資・ロマンス詐欺に注意！

—高額な金銭をだまし取られる詐欺被害が急増しています—

警察庁は、SNSを通じて投資話をもちかけ金銭をだまし取る「SNS型投資詐欺」や恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る「SNS型ロマンス詐欺」の令和6年1月から3月の認知件数が約2300件、被害総額が約280億円にのぼると公表しました。いずれも前年同期比で大幅に増加しています。

1件当たりの平均被害額は、SNS型投資詐欺が約1300万円、同ロマンス詐欺が約1000万円であり、中には1億円を超える被害もみられます。被害は増加の一途をたどっている一方で、加害者が検挙されるケースは残念ながらほぼありません。



○資金回収はできるのか！？

送金は銀行振込を指示されることがほとんどです。この場合、振込詐欺救済法に基づく口座凍結要請をし、口座に残高があれば、他の被害者と分け合う形で分配に預かれることもあります。

もっとも、裁判手続の方が優先しますから、口座にそれなりの残高があると分かれば、費用対効果も考慮した上で、口座名義人を相手に裁判を起こすことが考えられます。しかし、口座に残高がない場合には、裁判で勝訴判決を得たとしても回収は非常に難しいと言わざるを得ません。

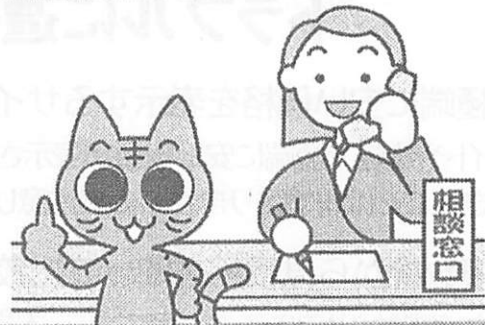
暗号資産を送金させられたケースの場合、ネット上にあるツールを用いて取引の追跡をすることが可能です。しかしながら、ほとんどは国外に流出しており、現時点ではなすすべがありません。

○二次被害も発生中！

被害回復が困難な状況を背景に、弁護士等の専門家による二次被害も発生しています。あたかも高確率で回収が可能であるかのような広告で集客を図り、資格をもたないスタッフが型どおりの対応をするばかりで実際には回収に結びつかないにもかかわらず、受領済みの着手金は返還しないというのが典型的なケースです。弁護士法違反（非弁提携）での懲戒や逮捕事例も複数報道されています。

○すぐに消費生活センターへ！

SNS型投資・ロマンス詐欺は、高額な被害が多く、いざ被害に遭うと慌ててしまいがちです。また、疑似とはいえ信頼関係を築かされているので、相手を信用したい気持ちもあるかもしれません。しかし、被害の拡大防止・被害回復のため、1日も早く消費生活センターに相談してください。



今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は・・・

弁護士に相談したい方は・・・

消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口につながります)
局番なし188

神奈川県弁護士会 消費者被害相談
予約受付:045-211-7700



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)